

# 第1回 恵那市太陽光発電施設検討委員会

日時：令和3年4月23日（金曜日）

午前9時30分から

場所：恵那市市民会館第2会議室

1. 開会

2. 委嘱書の交付

3. 市長あいさつ

4. 恵那市における太陽光発電施設設置の現状について（飯地町杉之沢）

5. 委員自己紹介

6. 正副委員長の選出

7. 議事

（1）恵那市太陽光発電施設検討委員会の目的について 資料1

（2）恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の改正について 資料2 資料3 資料4

8. 閉会

## 恵那市太陽光発電施設検討委員会設置要綱

## (設置)

第 1 条 本市内での太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、その安全並びに周辺環境に配慮し、生態系の保護並びに森林機能、自然景観及び住環境の保全を図り、災害等から地域住民の生命、身体又は財産を保護するための方針を定めることを目的とし、恵那市太陽光発電施設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、「太陽光発電施設」とは、太陽光を電気に変換する施設及びその附属設備であって、土地に自立して設置されるものをいう。

## (所掌事項)

第 3 条 委員会は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 太陽光発電施設を適切に設置するための方針の検討
- (2) 太陽光発電施設を適切に撤去及び処分するための方針の検討
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、目的達成のために市長が必要と認める事項

## (組織)

第 4 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 恵那市地域自治区会長会議を代表する者
- (2) 太陽光発電施設に関する知識を有する者
- (3) 土木事業に関する知識を有する者
- (4) 法律に関する知識を有する者
- (5) 環境に関する知識を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

## (任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員会は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部都市住宅課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

# 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部改正について

建設部都市住宅課

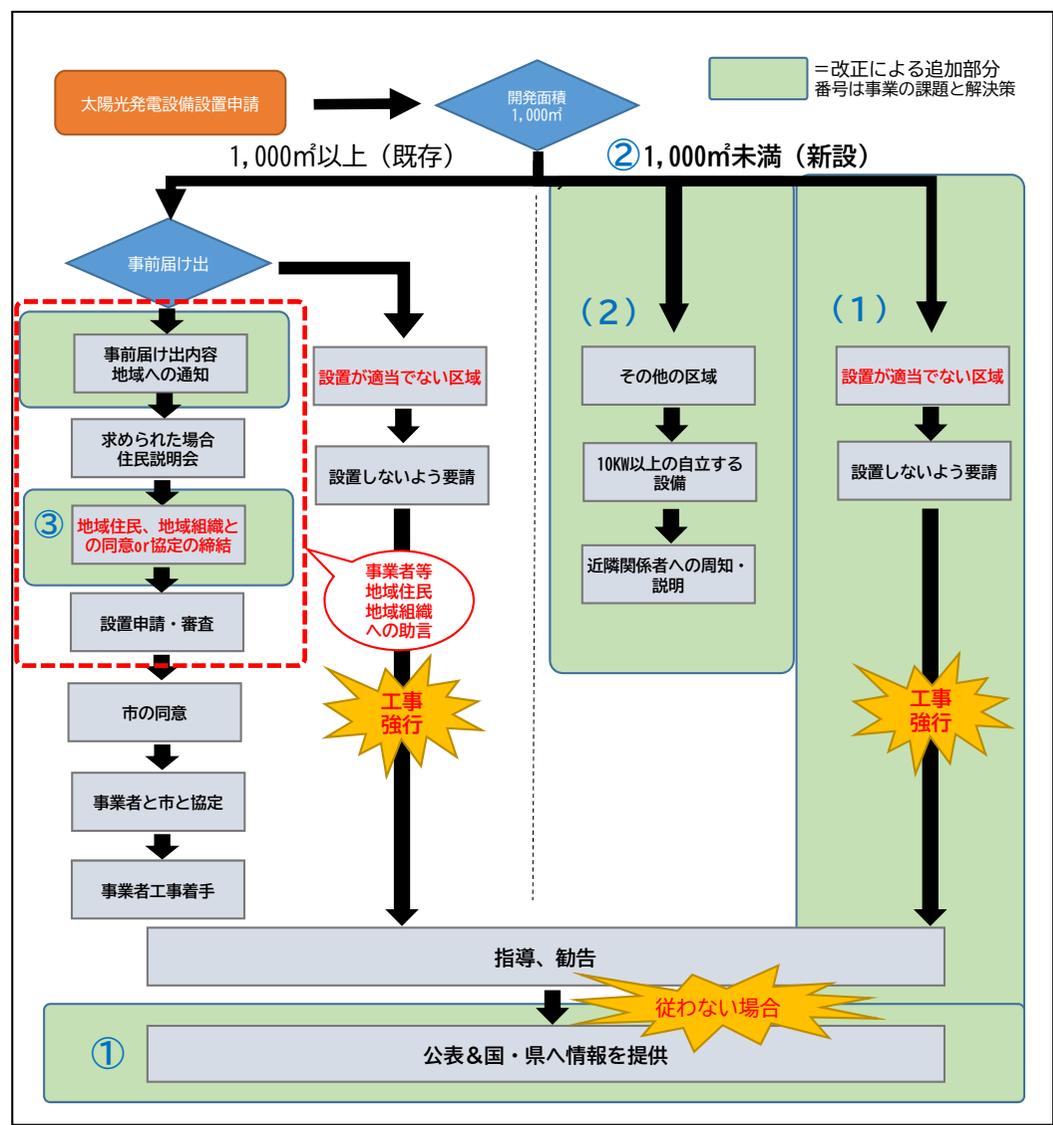
## 1. 概要

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例は、太陽光発電設備を設置するにあたり周辺の環境や自然災害への影響が懸念される事業の防止を目的に制定したが、設置件数が多く、市民から様々な意見が寄せられる。そのため、事業の課題を整理して条例を改正し、市民の不安を解消していく。

## 2. 事業の課題と対応策

事業の課題	対応策	改正条項
① 土地を売ってしまう 設置後管理されない 勝手に実施してしまう	土地所有者の責務、公表及び関係機関への情報提供を明文化  事前届けが提出された事実を地域住民へ通知	第4条の2、 第18条の2、 第18条の2第2項  第7条の2
② 1000㎡未満の指導ができない	(1)設置が適当でない区域に設置  (2)地域、隣接者に十分説明されない	第5条ただし書、 第17条の2  第9条第3項
③ 地域同意に対し、強引な要求による役員のなり手不足 不安材料の軽減	地域住民の範囲の追加(隣接)  地域住民は事業者にと協定の締結を求めることができ、事業者は協定の締結に努める  地域住民と地域自治体など地域組織との連携を明確化  事業者が変わった場合でも締結した協定を承継することを明確化  事業者等と地域住民・地域自治体への助言を明確化し、地域が同意できるよう支援	第2条第1項第6号  第8条第2条の2、 第8条の2第2項  第2条第1項第8号、 第8条第2条  第12条、 第12条第2項、  第17条の2

## 3. 改正後の太陽光発電設備設置の申請フロー



## 4. 改正までのスケジュール

- 4/23 太陽光発電設備検討委員会(改正条例案について)
- 4/23 パブリックコメント(5/14まで)
- 4/27 全員協議会(条例の見直しについて)
- 4/28 法令審査
- 5/25 全員協議会(条例の改正)
- 6/ 6月議会(条例の改正)

\*設置が適当でない区域  
 1.砂防指定地 2.地すべり防止区域  
 3.急傾斜地崩壊危険区域 4.土砂災害特別警戒区域 5.土砂災害警戒区域 6.土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)  
 7.保安林 8.山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区、山腹崩壊危険地区) 9.浸水想定区域 10.水道水源保護地域

## 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 改正点

改正条項	改正の状況	改正事項	内容	目的
第2条 第1項第6号	変更	地域住民	事業区域が含まれる自治会に、接する自治会を追加	事業に影響がある隣接自治会も含める
第2条 第1項第8号	追加	地域組織	自治会を含む区・自治連や地域自治区を定義	地域組織も一緒に問題解決に取り組む
第4条の2	追加	土地所有者の責務	生活環境を損なうおそれのある事業に対して、土地を使用させることのないよう、事業地を適正に管理することを明示	無責任な太陽光発電設備設置を防ぐ
第5条 ただし書	追加	適用範囲	設置が適当でない区域の適用範囲を1,000㎡以上から1,000㎡未満にも拡大	設置が適当でない区域の自立する太陽光発電設備の設置抑制
第7条の2	追加	地域住民へ通知	事業の事前届出ができたことを地域住民に通知	地域住民が事業着手前に情報を得て、適切な対応をする、また事業者に対応させる
第8条の2、 第8条の2第2項	追加	協定の締結	地域住民と事業者が対等な立場で協定を結ぶことができる	事業実施による不安材料を軽減する
第8条の3	追加	地域住民と地域組織の協力	地域住民は、事業の規模や生活環境に影響があると認める場合、地域組織の協力を求めることができることを明記	地域組織も一緒に問題解決に取り組む
第9条第3項	追加	近隣関係者の周知及び説明	発電出力10キロワット以上の土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものを対象とする	届け出が必要ない太陽光発電設備でも、地域、隣接者に説明する
第12条	変更	地位の承継	事業の承継者は事業の同意や協定等を承継する	事業者が変わっても協定を承継し、新しい事業者にも地域住民との協定を守らせる
第17条 第2項第1号	追加	指導及び勧告	設置が適当でない区域に事業を実施しているとき、指導、勧告を行う	適当でない区域での事業指導を明確にする
第17条の2	追加	助言	事業実施に関し事業者又は地域住民に対し市が助言する	事業者と地域住民・地域組織が同意できるよう、市が積極的に支援する
第18条の2	追加	関係機関等への報告と情報共有	指導・勧告に従わない場合、公表を行い併せて国・県への報告や情報提供及び情報共有を行う	悪質な業者を公表し、また国等へ報告することで国等から事業者への適切な指導をする

恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の一部改正について（平成30年恵那市条例第36号）

新	旧
<p>○恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 平成30年9月28日条例第36号</p> <p>改正 令和元年9月30日条例第10号</p> <p>恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、太陽光発電設備設置事業のうち、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される事業の防止を図り、環境の保全及び市民の安心で安全な生活に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。</p> <p>(2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。</p> <p>(3) 事業者 太陽光発電設備設置事業を行う者をいう。</p> <p>(4) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う土地の区域並びに当該事業と一体の事業の土地の区域及び当該事業区域と一体利用される土地の区域をいう。</p> <p>(5) 近隣関係者 事業区域（単独で線状に延びた排水路に関する土地の区域を除く。次号において同じ。）の隣接土地所有者及び事業区域から概ね20メートル未満の距離にある土地又は建築物の所有者及び居住者をいう。</p> <p>(6) 地域住民 事業区域が含まれる又は接する自治会の自治会員のうち近隣関係者以外の者をいう。</p> <p>(7) 地域住民等 近隣関係者及び地域住民をいう。</p>	<p>○恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 平成30年9月28日条例第36号</p> <p>改正 令和元年9月30日条例第10号</p> <p>恵那市太陽光発電設備設置に関する条例 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、太陽光発電設備設置事業のうち、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される事業の防止を図り、環境の保全及び市民の安心で安全な生活に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。</p> <p>(2) 太陽光発電設備設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。</p> <p>(3) 事業者 太陽光発電設備設置事業を行う者をいう。</p> <p>(4) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う土地の区域並びに当該事業と一体の事業の土地の区域及び当該事業区域と一体利用される土地の区域をいう。</p> <p>(5) 近隣関係者 事業区域（単独で線状に延びた排水路に関する土地の区域を除く。次号において同じ。）の隣接土地所有者及び事業区域から概ね20メートル未満の距離にある土地又は建築物の所有者及び居住者をいう。</p> <p>(6) 地域住民 事業区域が含まれる_____自治会の自治会員のうち近隣関係者以外の者をいう。</p> <p>(7) 地域住民等 近隣関係者及び地域住民をいう。</p>

新	旧
<p><u>(8) 地域組織 事業区域に含まれる又は接する自治会を含む自治会の維持及び運営を補完する町単位等の自治会の連合組織又は地域自治区のうち近隣関係者以外の者をいう。</u></p> <p>(市長の責務)</p> <p>第3条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、関係する法令、条例、規則等を遵守し、本市における環境の保全に係る支障の防止と地域住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。太陽光発電設備設置事業完了後においても、同様とする。</p> <p><u>(土地所有者の責務)</u></p> <p><u>第4条の2 土地の所有者、占有者は、災害の発生を助長し、又は良好な景観及び生活環境を損なうおそれのある太陽光発電設備設置事業に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。</u></p> <p><u>2 土地所有者等は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、自然環境を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第5条 この条例は、太陽光発電設備設置事業のうち、事業区域が1,000平方メートル以上であって、土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものを対象とする。<u>ただし、第6条第1項に規定された区域に設置する場合で、土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものは、1,000平方メートル未満であっても対象とする。</u></p> <p>(設置が適当でない区域)</p> <p>第6条 市長は、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される区域において、太陽光発電設備の設置が適当でない区域を規則で定めることができる。</p> <p>(事前届出)</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>(市長の責務)</p> <p>第3条 市長は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、関係する法令、条例、規則等を遵守し、本市における環境の保全に係る支障の防止と地域住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。太陽光発電設備設置事業完了後においても、同様とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(適用範囲)</p> <p>第5条 この条例は、太陽光発電設備設置事業のうち、事業区域が1,000平方メートル以上であって、土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものを対象とする。</p> <p>(設置が適当でない区域)</p> <p>第6条 市長は、周辺の環境や自然災害への影響が懸念される区域において、太陽光発電設備の設置が適当でない区域を規則で定めることができる。</p> <p>(事前届出)</p>

新	旧
<p>第7条 第10条第1項の規定による届出及び協議を行う事業者は、規則に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、法第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を申請する者は、当該認定の申請を行う前に市長に届け出なければならない。</p> <p><u>(地域住民への通知)</u></p>	<p>第7条 第10条第1項の規定による届出及び協議を行う事業者は、規則に定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、法第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を申請する者は、当該認定の申請を行う前に市長に届け出なければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p><u>第7条の2 市長は、前条の規定による届け出があった場合、地域住民に対してその者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、事業区域を公表することができる。</u></p> <p>(地域住民への周知及び説明会の開催)</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>(地域住民への周知及び説明会の開催)</p>
<p>第8条 事業者は、第10条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民に対して、規則で定める事項を周知し、地域住民から太陽光発電設備設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による周知及び説明会の開催により、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。</p>	<p>第8条 事業者は、第10条第1項の規定による届出を行う前に、地域住民に対して、規則で定める事項を周知し、地域住民から太陽光発電設備設置事業に係る説明会の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による周知及び説明会の開催により、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。</p>
<p><u>(地域住民との協定の締結)</u></p> <p><u>第8条の2 地域住民は、太陽光発電設備設置事業に対して、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全に関する必要な事項について、事業者に協定の締結を求めることができる。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>
<p><u>2 事業者は、前項の協定を地域住民から求められたときは、協定書の締結に努め、速やかに当該書面の写しを市長に提出する。</u></p> <p>(地域住民と地域組織の協力)</p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p><u>第8条の3 地域住民は、太陽光発電設備設置事業の規模、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全に影響があると認める場合、必要に応じて、地域組織に対して、規則で定める事項を周知するよう、事業者を求めることができる。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p><u>2 前項の場合において、地域組織は、太陽光発電設備設置事業に対して、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全に関する必要な事項について、事業者協定の締結を求めることができる。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p>(近隣関係者への周知及び説明)</p>	<p>(近隣関係者への周知及び説明)</p>
<p>第9条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、規則で定める事項を周知し、及び説明しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による周知及び説明により、近隣関係者の理解を得るよう努めなければならない。</p> <p><u>3 前2項は、第5条第1項の規定にかかわらず、発電出力10キロワット以上の土地に自立する太陽光発電設備の設置を行うものを対象とする。</u></p>	<p>第9条 事業者は、次条第1項の規定による届出を行う前に、近隣関係者に対して、規則で定める事項を周知し、及び説明しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による周知及び説明により、近隣関係者の理解を得るよう努めなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>(事業の届出及び協議)</p>	<p>(事業の届出及び協議)</p>
<p>第10条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、第7条の規定による事前届出の後、規則で定める事項を届け出て、市長と協議しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により届け出られた事業が次に掲げる基準に適合し、かつ、その手続がこの条例の規定に違反していないと認めるときは、当該事業に同意しなければならない。</p> <p>(1) 事業区域及び事業が影響を与えるおそれのある地域の状況並びに事業の規模及び目的を勘案したとき、安全上支障がないこと。</p> <p>(2) 事業の実施に当たって、著しい妨げ及び法令上の制約がないこと。</p> <p>(3) 環境への影響を最小限とするよう計画がされていること。</p>	<p>第10条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、第7条の規定による事前届出の後、規則で定める事項を届け出て、市長と協議しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により届け出られた事業が次に掲げる基準に適合し、かつ、その手続がこの条例の規定に違反していないと認めるときは、当該事業に同意しなければならない。</p> <p>(1) 事業区域及び事業が影響を与えるおそれのある地域の状況並びに事業の規模及び目的を勘案したとき、安全上支障がないこと。</p> <p>(2) 事業の実施に当たって、著しい妨げ及び法令上の制約がないこと。</p> <p>(3) 環境への影響を最小限とするよう計画がされていること。</p>
<p>(協定の締結)</p>	<p>(協定の締結)</p>
<p>第11条 市長は、前条第2項の規定により太陽光発電設備設置事業の実施に同意したときは、事業者と当該事業の実施に関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 事業者は、前項の協定を締結した後に太陽光発電設備設置事業に着手するものとする。</p>	<p>第11条 市長は、前条第2項の規定により太陽光発電設備設置事業の実施に同意したときは、事業者と当該事業の実施に関する協定を締結するものとする。</p> <p>2 事業者は、前項の協定を締結した後に太陽光発電設備設置事業に着手するものとする。</p>
<p>(地位の承継)</p>	<p>(地位の承継)</p>
<p>第12条 前条第1項の協定を締結した事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた事業の同意及び協定に基づく地位を承継する<u>      </u>。</p> <p>2 前条第1項の協定を締結した事業者から事業区域内の土地の所有権その</p>	<p>第12条 前条第1項の協定を締結した事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた事業の同意及び協定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>2 前条第1項の協定を締結した事業者から事業区域内の土地の所有権その</p>

新	旧
<p>他太陽光発電設備設置事業に関する工事を実施する権限を取得した者は、市長の承認を受けて、当該事業者が有していた事業の同意及び協定に基づく地位を承継する<u>          </u>。</p> <p>(設置完了の届出等)</p>	<p>他太陽光発電設備設置事業に関する工事を実施する権限を取得した者は、市長の承認を受けて、当該事業者が有していた事業の同意及び協定に基づく地位を承継することができる。</p> <p>(設置完了の届出等)</p>
<p>第13条 事業者は、太陽光発電設備設置事業が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、設置された太陽光発電設備の状況について確認を行うものとする。</p> <p>(適正な管理)</p>	<p>第13条 事業者は、太陽光発電設備設置事業が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による完了の届出があったときは、設置された太陽光発電設備の状況について確認を行うものとする。</p> <p>(適正な管理)</p>
<p>第14条 太陽光発電設備の所有者（以下「所有者」という。）は、当該設備の適正な管理に努めるものとする。</p> <p>(標識の掲示)</p>	<p>第14条 太陽光発電設備の所有者（以下「所有者」という。）は、当該設備の適正な管理に努めるものとする。</p> <p>(標識の掲示)</p>
<p>第15条 所有者は、規則で定めるところにより、事業区域内の外部から見やすい場所に標識の掲示を行うものとする。</p> <p>2 標識の掲示期間は、太陽光発電設備の設置が完了した日から法に基づく売電期間が終了するまでとする。</p> <p>3 所有者は、標識の掲示内容に変更が生じたときは、速やかに当該掲示内容を修正するものとする。</p> <p>(廃止の届出)</p>	<p>第15条 所有者は、規則で定めるところにより、事業区域内の外部から見やすい場所に標識の掲示を行うものとする。</p> <p>2 標識の掲示期間は、太陽光発電設備の設置が完了した日から法に基づく売電期間が終了するまでとする。</p> <p>3 所有者は、標識の掲示内容に変更が生じたときは、速やかに当該掲示内容を修正するものとする。</p> <p>(廃止の届出)</p>
<p>第16条 所有者は、当該設備を廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。</p> <p>2 前項の場合において、所有者は、速やかに当該設備を撤去し、及び処分することにより、良好な環境を形成し、保全を図らなければならない。</p> <p>(指導及び勧告)</p>	<p>第16条 所有者は、当該設備を廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。</p> <p>2 前項の場合において、所有者は、速やかに当該設備を撤去し、及び処分することにより、良好な環境を形成し、保全を図らなければならない。</p> <p>(指導及び勧告)</p>
<p>第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者及び所有者（以下「事業者等」という。）に対し、適切な措置を講ずるよう指導を行うことができる。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者等に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告を行うことが</p>	<p>第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者及び所有者（以下「事業者等」という。）に対し、適切な措置を講ずるよう指導を行うことができる。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者等に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告を行うことが</p>

新	旧
<p>できる。</p> <p><u>(1) 第6条第1項に規定された区域に、事業を実施しているとき。</u></p> <p><u>(2) 第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行い、太陽光発電設備設置事業を実施したとき。</u></p> <p><u>(3) 第11条第1項の協定を締結する前に太陽光発電設備設置事業に着手したとき。</u></p> <p><u>(4) 前項の指導に正当な理由なく従わないとき。</u></p> <p>3 事業者等は、前2項の指導又は勧告を受けたときは、その処理の状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>4 市長は、第2項の勧告を行った後、相当期間が経過しても改善されない場合は、同意の取消し及び協定の解除をすることができる。</p> <p><u>(助言)</u></p> <p><u>第17条の2 市長は、この条例の施行に関し、必要があると認めるときは、事業者等または地域住民に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行うことができる。</u></p>	<p>できる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1) 第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出を行い、太陽光発電設備設置事業を実施したとき。</u></p> <p><u>(2) 第11条第1項の協定を締結する前に太陽光発電設備設置事業に着手したとき。</u></p> <p><u>(3) 前項の指導に正当な理由なく従わないとき。</u></p> <p>3 事業者等は、前2項の指導又は勧告を受けたときは、その処理の状況を市長に報告しなければならない。</p> <p>4 市長は、第2項の勧告を行った後、相当期間が経過しても改善されない場合は、同意の取消し及び協定の解除をすることができる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>
<p>(公表)</p> <p>第18条 市長は、前条第2項<u>第2号又は第3号</u>に該当して勧告を受けた事業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事業区域を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前条第2項<u>第1号又は4号</u>に該当して勧告を受けた事業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、勧告の内容及び必要な事項を公表することができる。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ事業者等に対し、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p><u>4 市長は、前項の公表後、公表の内容及び公表の事実を国、県その他関係機関（以下「関係機関等」という。）へ報告することができる。</u></p> <p><u>(関係機関等との情報共有)</u></p>	<p>(公表)</p> <p>第18条 市長は、前条第2項<u>第1号又は第2号</u>に該当して勧告を受けた事業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その事業区域を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前条第2項第3号_____に該当して勧告を受けた事業者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、勧告の内容及び必要な事項を公表することができる。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により公表を行おうとするときは、あらかじめ事業者等に対し、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p><u>第18条の2 市長は、第17条の指導及び勧告に従わない事業者及び市長が特に必要と認めた事業者について、関係機関等に対して必要な情報を提供し、又は関係機関等から必要な情報の提供を求めることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(恵那市土地開発に関する条例の一部改正)</p> <p>2 恵那市土地開発に関する条例（平成20年恵那市条例第24号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。</p> <p>(4) 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例（平成30年恵那市条例第36号）第2条第2号に規定するもの</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、適切な開発事業計画が策定され、当該事業に係る事前届出書の提出がされた太陽光発電設備設置事業は、第7条の規定による事前届出が完了したものとみなす。</p> <p>4 この条例の施行の際、現に恵那市土地開発に関する条例第6条の規定により協議がなされている太陽光発電設備設置事業のうち、施行日から60日が経過する日までの間に当該協議が完了したものについては、この条例による改正前の恵那市土地開発に関する条例の規定を適用し、施行日から60日が経過した日において、当該協議が完了していないものについては、必要な措置を行った上で、この条例の相当規定を適用する。</p> <p>5 この条例の施行の際、現に市長が計画を適切に策定するよう指導及び助言をしている太陽光発電設備設置事業については、この条例の適用に際し、必要な措置を行った上で、この条例の相当規定を適用する。</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(恵那市土地開発に関する条例の一部改正)</p> <p>2 恵那市土地開発に関する条例（平成20年恵那市条例第24号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。</p> <p>(4) 恵那市太陽光発電設備設置に関する条例（平成30年恵那市条例第36号）第2条第2号に規定するもの</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、適切な開発事業計画が策定され、当該事業に係る事前届出書の提出がされた太陽光発電設備設置事業は、第7条の規定による事前届出が完了したものとみなす。</p> <p>4 この条例の施行の際、現に恵那市土地開発に関する条例第6条の規定により協議がなされている太陽光発電設備設置事業のうち、施行日から60日が経過する日までの間に当該協議が完了したものについては、この条例による改正前の恵那市土地開発に関する条例の規定を適用し、施行日から60日が経過した日において、当該協議が完了していないものについては、必要な措置を行った上で、この条例の相当規定を適用する。</p> <p>5 この条例の施行の際、現に市長が計画を適切に策定するよう指導及び助言をしている太陽光発電設備設置事業については、この条例の適用に際し、必要な措置を行った上で、この条例の相当規定を適用する。</p>

新	旧
<p>6 この条例の施行の際、現に設置されている太陽光発電設備は、この条例の相当規定により設置されたものとみなす。この場合において、所有者は、速やかに第15条の標識の掲示を行わなければならない。</p> <p>附 則（令和元年9月30日条例第10号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（適用範囲に係る経過措置）</u> <u>第5条の規定は、太陽光発電事業に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。</u></p> <p><u>（設置が適当でない区域に係る経過措置）</u> <u>第6条各項の規定は、太陽光発電事業に着手した時期にかかわらず、全ての事業者について適用するものとする。</u></p>	<p>6 この条例の施行の際、現に設置されている太陽光発電設備は、この条例の相当規定により設置されたものとみなす。この場合において、所有者は、速やかに第15条の標識の掲示を行わなければならない。</p> <p>附 則（令和元年9月30日条例第10号） この条例は、公布の日から施行する。</p>

## 恵那市太陽光発電施設検討委員会

番号	団体名	名前	備考
<b>恵那市地域自治区会長会議を代表する者</b>			
1	恵那市地域自治区会長会議会長	前川 登	
2	笠置地域協議会会長	市川 秀典	
3	飯地自治区協議会会長	瀬瀬 佳恭	
4	岩村地域自治区運営協議会会長	西尾 公男	
5	明智地域自治区運営協議会会長	杉山 淳	
<b>太陽光発電施設に関する知識を有する者</b>			
6	恵那市商工会議所第7分会長	福岡 隆	株式会社北辰測量設計
<b>土木事業に関する知識を有する者</b>			
7	恵那市建設協同組合理事長	阿部 護	セントラル建設株式会社
<b>法律に関する知識を有する者</b>			
8	端元博保法律事務所	端元 博保	
<b>環境に関する知識を有する者</b>			
9	恵那県事務所環境課課長	奥村 一信	
<b>事務局</b>			
10	建設部長	林 雅樹	
11	建設部市住宅課長	小木曾 弘明	
12	都市住宅課長補佐	大宮 隆一	
13	都市住宅課事業係長	今井 克巳	
14	都市住宅課事業係員	各務 駿佑	